

保護者のみなさまへ

太子町教育委員会
太子町立小中学校長**気象状況・自然災害に伴う児童・生徒の安全対策及び学校給食の取り扱いについて**

日頃は、太子町立小・中学校教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、特別警報や暴風警報発令時及び大規模地震発生時には、児童・生徒の登下校時における安全対策として、下記の措置をとらせていただきますので、お父さまをご指導くださいますようお願い申し上げます。また、学校給食の取り扱いにつきましても、重ねてご理解をお願い申し上げます。

記

1. 特別警報または暴風警報発令の場合**登校について**

- ・気象情報で「太子町域」に、**午前7時現在、特別警報（大雨、暴風等）または暴風警報が発令されている時は、自宅で待機**させてください。
- ・その後、**午前10時まで**に上記警報が解除された場合は、『登校』させてください。その際、太子町防災行政無線にて「登校を呼びかける」放送を行います。

① 臨時休校について

- ・午前10時現在、特別警報（大雨、暴風等）または暴風警報が発令されている場合は、その日、一日を『臨時休校』とします。

② 登校後、特別警報または暴風警報が発令された場合

- ・登校後、特別警報（大雨、暴風等）または暴風警報が発令された場合は、安全確保のためすぐに下校させないで、学校にて待機させます。
- ・また、各学校の判断で通学路の安全を考慮したうえで、緊急集団下校等の対応を行う場合もあります。

「特別警報」は、これまでの「警報」の発表基準をはるかにこえる、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表されます。「警報」の発表基準よりもはるかに危険度が高い場合に「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「波浪特別警報」などの表現で発表されます。

2. その他の気象警報（大雨、洪水警報など）の場合

『平常授業』を行います。

ただし登校後、その後の気象状況をふまえ、各学校の判断で通学路の安全を考慮したうえで、緊急集団下校等の対応を行う場合があります。

3. 震度5弱以上の地震（余震）が発生（太子町において）した場合

- ★登校前に発生したときは、『臨時休校』とします。
- ★登校中に発生した時は、危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し揺れが収まれば、学校または自宅の近い方へ避難してください。
- ★学校にいる時に発生した時は学校が安全な場所へ避難誘導を行います。保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督を行います。

○ 震度4以下の地震が発生したとき

- ・原則として『登校』としますが、学校及び周辺地域の被害状況に充分注意し、安全確保していただき『登校』させてください。
- ・なお、状況によっては、『臨時休校』する場合があります。

4. 台風などにおける学校給食の取り扱いについて

台風接近により太子町に「暴風警報」発令の可能性が高いと予想されるときは、前々日の12時に教育委員会で給食中止の決定を行います。食材発注の期限が2日前であるため、給食準備後に臨時休校になった場合、全ての給食が無駄になってしまいます。貴重な給食費を無駄にしないよう、慎重に判断しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、給食中止を決定した後、当日臨時休校にならなかった場合は、各家庭においてお子さまに弁当を持参の上、登校させていただきますようご協力をお願い申し上げます。

プリントは、見やすい場所に保管してください。